

事業者 各位

### 三鷹市現場代理人常駐義務取扱要領の見直しについて

工事現場が異なる工事の現場代理人の兼任等について、下記のとおり取扱いを見直したの  
でお知らせします。

記

#### 1 内容

現場代理人を兼任できる工事の上限額を次のとおり改正します。

改正後	改正前
それぞれ 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満 2 件まで	それぞれ 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満 2 件まで

#### 2 適用日

令和7年2月1日以降に契約する請負工事について適用します。

#### 3 現場代理人兼任届について（現行のまま変更なし）

2件目の工事着手時に、現場代理人を兼任する各工事の監督員の承認を得たうえで、それぞれの監督員及び三鷹市総務部契約管理課契約係に現場代理人兼任届（両工事の工程表及び緊急時連絡体制表を添付）を提出してください。（提出部数3部）

※ 兼任によって2件の工事を施工する場合には、受注者としての自覚を持ち、各工事に支障をきたさぬよう十分な配慮のもと施工してください。

[お問い合わせ先]

三鷹市総務部契約管理課契約係

電話 0422-29-9172（直通）